

令和8年度

高齢者福祉の手引



田原市 高齢福祉課

目次

1	高齢者の保健福祉に関する窓口	1,2
2	在宅生活の支援	
2.1	緊急通報システム ひとり暮らし高齢者支援	3
2.2	配食サービス ひとり暮らし高齢者支援	3
2.3	訪問理美容サービス	4
2.4	生活管理指導短期宿泊サービス	5
2.5	軽度生活支援 ひとり暮らし高齢者支援	5
2.6	補聴器購入費助成	6
2.7	徘徊高齢者等事前登録制度	6
2.8	認知症初期集中支援チーム	7
2.9	高齢者支援センター	7,8
2.10	在宅医療サポートセンター	9
3	交通・住宅の助成	
3.1	交通共通助成券等の交付	10
3.2	福祉有償運送料金助成券の交付	11
3.3	運転免許証自主返納の支援	12
3.4	自転車乗車用ヘルメット補助金	13
3.5	特殊詐欺対策装置設置補助金	14
3.6	ハンドル形電動車椅子補助金	15
3.7	人にやさしい住宅リフォーム補助金 制度の見直しあり	16
4	介護予防事業	17,18
5	介護者支援	
5.1	家族介護用品券の支給	19
5.2	認知症高齢者見守りSOSネットワーク	20
5.3	認知症見守りQRラベルシール	20
5.4	認知症高齢者家族支援サービス	21
5.5	家族介護者交流会	21
5.6	田原市認知症の手引き(認知症ケアパス)	21
6	施設への入所	
6.1	養護老人ホームへの入所	22
6.2	生活支援ハウスへの入居	23

7	その他	
7.1	訪問成人歯科検診.....	24
7.2	終活情報登録.....	24
8	社会活動団体の活動等	
8.1	老人クラブの活動.....	25
8.2	シルバー人材センター.....	25
9	知っておきたいその他の制度	
9.1	日常生活自立支援事業.....	26
9.2	成年後見制度利用支援.....	26
9.3	不動産担保型生活資金.....	27
9.4	生活ささえあいネット.....	28
10	介護保険サービス	
10.1	サービスを利用する手順.....	29,30
10.2	サービスの種類.....	31
10.3	田原市内の事業者一覧.....	32,33,34,35,36
11	令和8年度地区別「高齢者人口」、「高齢化率」一覧.....	37

1 高齢者の保健福祉に関する窓口

窓口	取扱事項
○市役所 北庁舎1階	
高齢福祉課	
高齢福祉係 電話：23-4654	<ul style="list-style-type: none"> ・各種高齢者福祉サービスの利用申請 ・交通共通助成券等の交付 ・家族介護用品券の支給 ・高齢者虐待に関することなど
長寿介護係 電話：23-3217	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定の申請 ・その他介護保険に関すること ・地域包括ケア、認知症施策の推進など
地域福祉課	
地域援護係 電話：23-3512	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護に関すること ・民生児童委員に関すること ・成年後見制度利用に関する相談など
障害福祉係 電話：23-3697	・障害福祉に関すること
健康課	
健康増進係 電話：23-3515	・訪問指導、健康相談、健康診査など
○あつみライフランド	
健康課	
保健係 電話：33-0386	・訪問指導、健康相談、健康診査など
○渥美支所	
市民サービス課	
窓口係 電話：33-1112	
○赤羽根市民センター	
市民生活係 電話：45-3111	

窓口	取扱事項
高齢者支援センター	
お住いの校区に合わせてお電話ください	
<p>○あつみの郷 電話：22-6784 （田原中部、衣笠、田原南部小学校区）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者や家族に対する総合的な相談支援 ・ 介護予防サービス利用のプラン作成、利用後のメニューの見直し ・ 介護に携わる人を対象に充実したケア体制をつくるための指導助言 ・ 高齢者虐待防止などの権利擁護事業
<p>○田原市社会福祉協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 赤羽根福祉センター 電話：45-3611 （野田、泉、高松、赤羽根、若戸小学校区） ・ あつみライフランド 電話：34-6630 （伊良湖岬小学校区） ・ 田原福祉センター 電話：23-0610 	
<p>○田原福寿園</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 田原福寿園 電話：27-0882 ・ 田原ゆの里 電話：24-0888 （六連、神戸、大草、田原東部、童浦小学校区） ・ 渥美福寿園 電話：32-1788 ・ 花の里 電話：34-6788 （福江、清田、中山、亀山小学校区） 	
田原市社会福祉協議会	
<p style="text-align: right;">電話：23-0610</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活ささえあいネット ・ 社協ふれあいサロン ・ ボランティアセンターの運営 ・ 日常生活自立支援事業 ・ 田原市成年後見センター
豊川保健所田原保健分室	
<p style="text-align: right;">電話：22-1238</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康相談・難病相談
田原市シルバー人材センター	
<p style="text-align: right;">電話：23-1438</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就業の機会提供 ・ シルバー会員加入申込

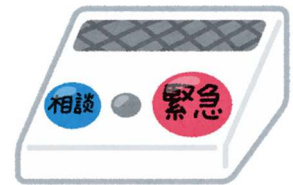
2 在宅生活の支援

2.1 緊急通報システム

<手続窓口>
高齢福祉課、渥美支所
赤羽根市民センター

ひとり暮らしの高齢者等宅に緊急通報装置を設置し、相談・緊急事態に対応します。

- (1)対象者 **65歳以上のひとり暮らし世帯等**
- (2)内容 ボタンを押すことで自動的に通報することができる【緊急通報システム機器一式】を貸与します。相談ボタンは**親族**に、緊急ボタンは**119番**に通報されます。
- (3)利用料 無料(機器設置または撤去に係る経費は市が負担します)
- (4)申込先・市役所 高齢福祉課 高齢福祉係
・渥美支所 市民サービス課 窓口係
・赤羽根市民センター 市民生活係
- (5)必要書類 田原市緊急通報システム事業利用申請書



2.2 配食サービス

<手続窓口>
高齢福祉課、渥美支所
赤羽根市民センター

見守りおよび栄養管理が必要な高齢者宅に訪問し、食事を提供するとともに安否確認をします。

- (1)対象者 **65歳以上のひとり暮らし世帯、高齢者のみ世帯**及びこれに準ずる世帯(日中独居など)で、**見守り及び栄養改善の必要のある方**
- (2)内容 1日1食を週5日以内(月～土)で、昼食または夕食を配食します。
- (3)利用料 弁当代相当を実費負担
- (4)申込先・市役所 高齢福祉課 高齢福祉係
・渥美支所 市民サービス課 窓口係
・赤羽根市民センター 市民生活係
- (5)必要書類・配食サービス利用申請書
・配食サービスアセスメント票



2.3 訪問理美容サービス

< 手続窓口 >

高齢福祉課、渥美支所
赤羽根市民センター

理容店や美容院に行くことが困難な高齢者のために、登録された理容師（美容師）が自宅へ訪問し理美容サービスを提供します。

(1)対象者 要介護認定において要介護3から5と認定された在宅の高齢者の方で、理容店や美容院に出向くことが困難な方

(2)内容 3,000円分の訪問理美容助成券を年間で最大5枚を交付します。

(交付枚数) 申請月・4月から6月 5枚
・7月から9月 4枚
・10月から12月 2枚
・1月から3月 1枚

(3)申込先 ・市役所 高齢福祉課 高齢福祉係
・渥美支所 市民サービス課 窓口係
・赤羽根市民センター 市民生活係

(4)必要書類 ・訪問理美容サービス助成券交付申請書
・介護保険証（確認のため提示）



2.4 生活管理指導短期宿泊サービス

< 手続窓口 >
高齢福祉課

社会的支援の必要な高齢者を一時的に施設でお預かりし、生活習慣の指導と体調調整を図ります。

- (1)対象者 おおむね**65歳以上**で身体的には自立しているが、基本的な生活習慣が欠如している、または対人関係が成立しないなど社会的支援が必要な高齢者
- (2)内容 養護老人ホームなどの空き部屋を活用して一時的に宿泊し、生活習慣の指導を行うとともに体調調整を図ります。**利用期間は原則7日以内**です。
- (3)利用料 1日当たり470円
- (4)申込先 市役所 高齢福祉課 高齢福祉係
- (5)必要書類 ・高齢者生活管理指導短期宿泊サービス利用申請書
・健康診断書



2.5 軽度生活支援

< 手続窓口 >
高齢福祉課

日常生活上の支援を行った場合のシルバー人材センター利用料を助成します。

- (1)対象者 **要支援または要介護認定を受けている方で、ひとり暮らし世帯、高齢者のみ世帯**およびそれに準ずる世帯に属する方
- (2)内容 田原市シルバー人材センターを利用して実施する次に掲げる事業を利用した場合、利用料の9割(1月当たり延べ作業時間6時間以内)を助成します。
- ・家回りの手入れ(生垣・庭木の剪定、庭の草取りなど)
 - ・軽微な清掃
 - ・その他日常生活上の軽易な援助(介護保険対象となる援助は除く)
- (3)申込先 市役所 高齢福祉課 高齢福祉係
- (4)必要書類 ・高齢者等軽度生活支援事業申請書
・介護保険証(確認のため提示必要)



2.6 難聴高齢者補聴器購入助成

<手続窓口>
高齢福祉課

難聴により日常生活に支障が生じている高齢者(身体障害者手帳の交付対象にならない高齢者)について補聴器購入に係る費用の一部を助成します。

- (1)対象者
- ① 市内に住所を有する65歳以上の方
 - ② 両耳の聴力レベルが30dB以上で、身体障害者手帳の交付対象とならない方
 - ③ 耳鼻咽喉科の医師の診断を受け、補聴器が必要とされた方
 - ④ 市民税非課税世帯に属している方
 - ⑤ 市税の滞納がない方(同一世帯に属する者を含む)

(2)内容 補聴器購入費の2分の1(上限30,000円)



(3)申込先 市役所 高齢福祉課 高齢福祉係

- (4)必要書類
- ・田原市難聴高齢者補聴器購入費助成申請書
 - ・田原市難聴高齢者補聴器購入費助成についての意見書
 - ・補聴器の見積書(カタログ等を求める場合有)

2.7 徘徊高齢者等事前登録制度

<手続窓口>
高齢福祉課

徘徊による行方不明が心配される高齢者等の早期発見を図ります。

(1)対象者 徘徊による行方不明が心配される高齢者など

(2)内容 高齢者等の氏名、住所、身体的特徴、利用サービスなどの情報をあらかじめ登録します。希望される方の個人情報を登録し、関係機関に提供することへの同意が必要です。

(3)申込先 市役所 高齢福祉課 高齢福祉係

- (4)必要書類
- ・事前登録届
 - ・本人写真(2枚:顔、全身)
 - ・周辺地図など



2.8 認知症初期集中支援チーム

＜手続窓口＞
高齢福祉課

認知症は早期診断・早期対応が大切です。「認知症の始まりかな？」と思ったらご相談ください。

- (1)対象者 市内在住の40歳以上で在宅生活をしており、かつ認知症の方、または認知症が疑われる方で診断を受けていない方、医療や介護サービスを受けていない方、介護サービスを中断している方など
- (2)内容 本人・家族との面談、家庭訪問などにより必要に応じて医療・介護の専門職と支援の方向性について話し合い、医療サービスや介護サービスによる安定的な支援に移行するまでの間、サポートします。
(最長概ね6か月)
- (3)申込先 市役所 高齢福祉課 長寿介護係

2.9 高齢者支援センター

高齢者支援センターは、高齢者が住み慣れたまちで安心して住み続けられるように健康・福祉・介護など様々な面から総合的に支援する窓口です。保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職員が高齢者の生活を支援します。高齢者の生活状況について不安なことや困ったことがありましたらご相談ください。

- (1)内容 ①高齢者やその家族の相談を受け、情報提供や関係機関への紹介を行います。
- ②認知症の方の支援や虐待の防止など高齢者が「自分らしい生活」をいつまでも送ることができるように支援します。
- ③支援や介護が必要となるおそれが高いと認定された方が要介護状態にならないよう介護予防に取り組みます。介護認定において「要支援1、2及び事業対象者」とされた方の介護予防ケアマネジメントを行います。これにより、高齢者の介護予防や状態の改善に向け、一貫したケアマネジメントができるようになります。
- ④高齢者が適切な支援を継続して受けられるよう関係機関との連携協働を図ります。

(2)相談窓口

名称(担当学校区)	電話番号	対応時間
あつみの郷高齢者支援センター (田原中部、衣笠、田原南部小学校区)	22-6784	月曜日から金曜日 8:30 から 17:00 まで (8月15日、年末年始祝日を除く)
田原市社協高齢者支援センター		
赤羽根福祉センター (野田、泉、高松、赤羽根、若戸小学校区)	45-3611	月曜日から金曜日 8:30 から 17:15 まで (年末年始祝日を除く)
あつみライフランド (伊良湖岬小学校区)	34-6630	
田原福祉センター (総合相談窓口)	23-0610	
田原福寿園高齢者支援センター		
田原福寿園 (六連、神戸、大草、田原東部、童浦小学校区)	27-0882	月曜日から土曜日 9:00 から 17:00 まで (年末年始を除く)
田原ゆの里 (相談窓口)	24-0888	
渥美福寿園 (福江、清田、中山、亀山小学校区)	32-1788	
花の里 (相談窓口)	34-6788	



「医療を受けながら自宅で自分らしく暮らしたい」「病気になっても住み慣れた家で暮らしたい」そのような方々の在宅での暮らしを支援します。

(1)内 容 ①相談窓口の設置

在宅での療養や介護を希望されるご本人やご家族、医療機関や主治医との連携、介護事業者からの在宅医療に関する相談を受けます。

②研修事業

田原市の在宅医療・介護の充実を図るため、医療や介護の専門職を対象とした研修会を開催します。

③啓発事業

市民講演会の開催・出前講座や広報などで在宅療養に関する情報を発信します。

(2)申 込 先 田原市医師会事務局内

(住所)田原市田原町築出35番地1 あつみの郷4階

(電話)29-0355

(受付)8時30分から17時まで

(水、土、日、祝日、盆・年末年始を除く)

3 交通・住宅の助成

3.1 交通共通助成券等の交付

< 手続窓口 >

高齢福祉課、渥美支所
赤羽根市民センター

高齢者に対し、タクシー料金、電車料金およびバス料金の共通助成券、または元気パス購入助成券を交付します。

(1) 対象者 **満70歳以上の方**(年度中に70歳になる方も含む)

(2) 内容 下記のいずれか一つを交付します。

(運転免許を保有している方は1冊、運転免許証を返納済み・失効又は未取得の方は2冊を交付します。)

① 交通共通助成券(豊鉄タクシー㈱、渥美交通㈱、豊橋鉄道渥美線、
豊鉄バス㈱、ぐるりんバス)
1冊につき、100円券×50枚=5,000円分

② 元気パス購入助成券(豊鉄バス㈱)
1冊につき、**元気パス**の購入費の5,000円分を助成
(**購入費の内助成額を超える部分は自己負担となります**)

(3) 申込先 ・市役所 高齢福祉課 高齢福祉係
・市役所 地域福祉課 障害福祉係
・渥美支所 市民サービス課 窓口係
・赤羽根市民センター 市民生活係



(4) 必要書類 高齢者等外出支援助成券交付申請書

(5) 注意事項 ① **以下の障害がある方**については、上半期(4月~9月)と下半期(10月~3月)に分けて**年2回交付**します。

(2回目の交付については運転免許証の有無に関わらず、一律1冊の交付とします。)

- ・1、2級の下肢・体幹・視覚障害者
- ・1級の内部障害者
- ・A判定の知的障害者
- ・1、2級の精神障害者

② **福祉有償運送料金助成券との重複交付はできません。**

3.2 福祉有償運送料金助成券の交付

< 手続窓口 >

高齢福祉課、渥美支所
赤羽根市民センター

自力での歩行に支障のある高齢者に対し、福祉車両（福祉有償運送※）の利用券を交付します。

※福祉有償運送とは、社会福祉法人やNPO（特定非営利活動法人）が高齢者や障害者等公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象に、**通院、通所などを目的に有償で行う車による移送サービス**です。福祉有償運送を利用する際は、あらかじめ事業者への利用登録を行ってください。登録及び利用予約は直接事業者へ依頼してください。

(1) 対象者 **要介護1以上かつ介助があっても歩行ができず**、福祉車両（車椅子ごと乗車可能な車両など）を使用しなければ乗車が困難な方

(2) 内 容 福祉有償運送料金助成券（上限4,300円×24枚）

(3) 申 込 先 ・市役所 高齢福祉課 高齢福祉係、地域福祉課 障害福祉係
・渥美支所 市民サービス課 窓口係
・赤羽根市民センター 市民生活係

(4) 必要書類 ・福祉有償運送料金助成券交付申請書
・介護保険証（確認のため提示が必要）
・その他必要に応じて本人の状況を確認できる書面（ケアマネジャーの意見書など）



(5) 事業実施主体

事業者名	電話番号		
田原市社会福祉協議会	(田原)23-0610	(赤羽根)45-3499	(渥美)33-0279
福寿園	(田原)27-0008	(渥美)34-6688	
成春館	22-1145		
コアエンジェル	24-5245		
渥美の菜たね	23-0604		
MA・はろー	37-5698		

(6) 注意事項 ① **以下の障害がある方**については、上半期（4月～9月）と下半期（10月～3月）に分けて**年2回交付**します。

・1、2級の下肢・体幹障害者

② **交通共通助成券及び元気パス購入助成券との重複交付はできません。**

3.3 運転免許証自主返納の支援

< 手続窓口 >
行政課地域安全係

高齢者の運転免許証の自主返納を支援します。なお、この支援はひとりに付き1回限りです。

(1)対象者 田原市内に住民登録されている**70歳以上の方**で運転免許証を警察へ**過去1年以内に自主返納した方**のうち、**本制度を利用したことのない方**

- (2)支援内容
- ①ぐるりんバスの無料乗車券
ぐるりんバス1年間無料乗車券を交付します。
 - ②元気パス引換券
元気パス1年券の引換券を交付します。
 - ③たまぼポイント
運転経歴証明書の発行を受けた方へたまぼカードの1,000ポイント引換券を交付します。

(3)支援の流れ

- ①運転免許証の返納申請
田原警察署交通課窓口で運転免許証の返納を申請します。
- ②田原市高齢者運転免許証自主返納支援申請書の作成
申請書は田原警察署交通課窓口または田原市ホームページにあります。
- ③田原市高齢者運転免許証自主返納支援申請書の提出
【運転免許証返納後1年以内に申請してください。】
添付書類とあわせて**田原市行政課**へ提出または郵送します。
- ④支援品の郵送
後日、田原市から支援品を郵送します。

(4)申請先 市役所 行政課 地域安全係 電話：23-3504

- (5)必要書類
- ①田原市高齢者運転免許証自主返納支援申請書
 - ②運転免許の取消通知書の写し
 - ③運転経歴証明書の写し(たまぼポイント希望者のみ)



3.4 自転車乗車用ヘルメット補助金

< 手続窓口 >
行政課地域安全係

自転車利用時における交通事故の被害軽減のため、自転車乗車用ヘルメットの購入費の一部を補助します。なお、この支援はひとりに付き1回限りです。

(1)対象者 令和9年3月31日時点で満65歳以上の田原市に住所のある方

(2)対象ヘルメット 次の条件をすべて満たすヘルメットで1人1個限り

- ①新品のヘルメット
- ②SGマーク、JCFマーク、CEマーク、GSマーク、CPSCマークなど、安全性の認証を受けたもの
- ③令和8年4月1日以降に購入したもの

(3)補助金額 ヘルメット購入費用の2分の1の額(10円未満の端数は切捨て)

(4)補助上限額 2,000円

(5)申請期限 ヘルメット購入後2か月以内又は、令和9年2月26日(金)のいずれか早い日まで ※予算の状況により、期限前に締め切る場合があります。

(6)申請先 市役所 行政課 地域安全係 電話:23-3504

(7)必要書類 ①自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金交付申請書

②運転免許証または健康保険証の写し

③ヘルメットを購入した店舗などが発行した領収書の写し

※領収書は次の内容が記載されたもの

- ・申請者氏名
- ・領収日
- ・領収金額(ヘルメット購入単価がわかるもの)
- ・購入相手方
- ・購入品名(「ヘルメット代」など、ヘルメットを購入したことがわかるもの)

④自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金請求書

⑤振込先の口座番号等のわかるもの(通帳など)の写し



pixta.jp - 101563858

3.5 特殊詐欺対策装置設置補助金

＜手続窓口＞
行政課地域安全係

高齢者の特殊詐欺(※)被害防止のため、特殊詐欺対策電話機などの購入設置費の一部を補助します。なお、この支援は1世帯につき1回限りです。

※特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信用させ、不特定多数の者から現金などをだましとる犯罪(オレオレ詐欺や還付金詐欺など)です。

(1)対象者 田原市に住所のある方で、65歳以上の方のみで構成される世帯の方
(年齢は令和9年3月31日時点における満年齢)

(2)対象装置 令和8年4月1日以降に購入したもので、以下に該当する装置

①固定電話に取付け、通話内容を録音する機器で、電話着信時に通話内容を録音することを自動で相手に伝える機能を有する機器

●ワンプッシュ機能など手動によるものは、対象外となります。

②固定電話に取付け、管理サーバーに登録された迷惑電話を発信する電話番号からの着信を自動で判別し、着信を拒否又は通知する機能を有する機器

●自分で迷惑電話番号に登録する機能のみの装置は対象外となります。

●発信番号表示サービスへの加入が必要です。

●加入料、維持管理課料は利用者負担となります。

③上記の①又は②に記載の機能が内蔵されている固定電話機

●固定電話機は、全国防犯協会連合会の推奨する優良防犯電話推奨品を参考にしてください。

(3)補助金額 装置の購入及び設置に要する費用の2分の1の額
(1,000円未満の端数は切捨て)

(4)補助上限額 7,000円

(5)申請期限 装置購入後2か月以内又は令和9年3月31日(水)のいずれか早い日まで
※予算の状況により、期限前に締め切る場合があります。

(6)申請先 市役所 行政課 地域安全係 電話:23-3504

(7)必要書類 ①特殊詐欺対策装置購入費補助金交付申請書

②特殊詐欺対策装置を購入設置した店舗などが発行した領収書の写し

③特殊詐欺対策装置の規格がわかるカタログ、パンフレット、説明書などの写し

④運転免許証または健康保険証の写し

⑤特殊詐欺対策装置購入費補助金請求書

⑥振込先の口座番号などのわかるもの(通帳など)の写し



3.6 ハンドル形電動車椅子補助金

＜手続窓口＞
行政課地域安全係

運転免許証を自主返納しやすい環境づくりを推進するため、シニアカー(※)購入への補助を行います。なお、この支援はひとりに付き1回限りです。

※シニアカーとは、座りながら移動できるハンドル操作型の電動車椅子です。

(1)対象者 田原市に住所のある方で、次の条件をすべて満たす方

① 過去5年以内に運転免許証を自主返納した方で、自主返納時に満年齢70歳以上の方

② 介護保険の認定を受けていない方

(2)対象シニアカー 以下に該当するシニアカー

①ハンドル形電動車椅子で日本工業規格(JIS)T9208に該当するもの

②令和8年4月1日以降に購入した新品のもの

(3)補助金額 シニアカー購入に要する費用の3分の1の額
(1,000円未満の端数は切捨て)

(4)補助上限額 100,000円

(5)申請期限 購入後2か月以内又は令和9年3月31日(水)のいずれか早い日まで
※予算の状況により、期限前に締め切ることがあります。

(6)申請先 市役所 行政課 地域安全係 電話:23-3504

(7)必要書類 ①田原市高齢者ハンドル形電動車椅子購入費補助金交付申請書
②シニアカー購入に係る領収書の写し
③シニアカーの規格がわかるカタログ、パンフレット、説明書等の写し
④健康保険証、運転経歴証明書等の写し
⑤田原市高齢者運転免許証自主返納支援事業による支援を受けていない方は、運転免許証を自主返納した日がわかるものの写し
⑥田原市高齢者ハンドル形電動車椅子購入費補助金請求書
⑦振込先の口座番号などのわかるもの(通帳など)の写し



3.7 人にやさしい住宅リフォーム補助金

< 手続窓口 >

高齢福祉課 高齢福祉係

高齢者のいる世帯でリフォームヘルパーの相談助言により住宅を改善する場合に工事費の一部を補助します。

- (1) 対象者 **70歳以上**の方(要介護・要支援認定者を除く)
※対象者が市民税非課税であること
※過去に本補助金を受けていない方
※世帯に市税の滞納がないこと
- (2) 対象工事
・居室、トイレ、浴室などの段差の解消及び手すりの取付け工事
・和式トイレを洋式に改修する工事
・その他の居住環境の安全対策として必要な改修
- (3) 補助限度額 対象経費の2分の1 (15万円以内)を補助します。
※着工後の申請は認められません。
- (4) 申込期間 4月1日から翌年2月末まで
※第2、第4水曜日に申請を締め切り、その後に着工前確認の日程調整を行います。
※翌年3月末までに工事の完了報告書等を提出していただき、完了検査を実施する必要があります。
- (5) 申込先 市役所 高齢福祉課 高齢福祉係
- (6) 必要書類 ①人にやさしい住宅リフォーム補助金交付申請書
②工事見積書の写し※
※浴室をユニットバスに改修する場合は、費用の内訳が分かるもの
③改善前と改善後の見取図(平面図)
④カタログの写しなど改善する箇所により必要なもの
⑤工事箇所の写真(着工前のもの)
- (7) その他 **要支援または要介護認定を受けている方**は、介護保険制度の住宅改修が優先されるため対象となりません。



4 介護予防事業

高齢者を対象に寝たきりや認知症を予防し、いつまでもいきいきと暮らせるよう各種介護予防教室を行っています。「自分らしくいきいきと暮らす」ために積極的にご参加下さい。

(1)対象者 市内に住所を有し、住民基本台帳に登録されているおおむね65歳以上で原則自ら教室に参加できる方。

(2)内 容

教室名	日時	会場	内容
送迎ありフレフレ教室 ※7月7日より開催	毎週火曜 10:00～11:30	田原福祉センター	プレフレイルの方を対象に、運動、栄養、口腔機能、社会参加について学び、フレイルを予防します。
	毎週火曜 13:30～15:00	赤羽根市民館	
	毎週水曜 13:30～15:00	あつみライフランド	
はつらつシニア体操	18ページをご覧ください。		介護予防のためにストレッチやリズム体操、筋力トレーニングなどを行います。
音楽の力でフレイル 予防教室	毎月第3木曜 13:30～15:00	田原福祉センター	合唱、楽器演奏、歌体操等を通じて脳の活性化を図ります。
	毎月第4火曜 10:00～11:30	高松市民館	
	毎月第2木曜 10:00～11:30	あつみライフランド	

(3)参加料 無料

(4)申込先 市役所 高齢福祉課 長寿介護係

(5)その他 安全確保のため参加人数の制限をさせていただく場合があります。

はつらつシニア体操のご案内

令和8年4月現在

小学校区	会 場	開催曜日	時 間
六 連	六連市民館	第2・4（金）	10:00 ~ 11:00
神 戸	神戸市民館	第1・2・3・4（火）	10:30 ~ 11:30
大 草	大草市民館	第1・2・3・4（月）	13:30 ~ 14:30
田原東部	東部市民館	第1・2・3・4（木）	13:30 ~ 14:30
田原南部	南部市民館	第1・3（金）	13:30 ~ 14:30
童 浦	童浦市民館	第1・2・3・4（月）	13:30 ~ 14:30
田原中部	中部市民館	第1・2・3・4（水）	15:00 ~ 16:00
衣 笠	衣笠市民館	第1・2・3・4（月）	13:30 ~ 14:30
野 田	野田市民館	第2・4（月）	10:30 ~ 11:30
高 松	高松市民館	第1・2・3・4（火）	13:30 ~ 14:30
	高松一色集会場	第2・4（木）	10:00 ~ 11:00
赤羽根	赤羽根市民館	第1・2・3・4（水）	13:30 ~ 14:30
若 戸	若戸市民館	第1・2・3・4（水）	10:30 ~ 11:30
	池尻集会場	第1・3（水）	10:00 ~ 11:00
泉	泉市民館	第1・2・3・4（火）	13:30 ~ 14:30
清 田	清田市民館	第1・2・3・4（金）	10:00 ~ 11:00
福 江	福江市民館	第1・2・3・4（金）	10:00 ~ 11:00
	あつみライフランド	第1・3（木）	11:00 ~ 12:00
中 山	中山市民館	第1・2・3・4（火）	13:30 ~ 14:30
	小中山総合会館	第1・2・3・4（月）	13:30 ~ 14:30
亀 山	亀山市民課	第2・4（木）	13:30 ~ 14:30
伊良湖岬	堀切市民館	第1・2・3（水）	13:30 ~ 14:30
	伊良湖市民館	第2・4（水）	13:30 ~ 14:30
	和地市民館	第2・4（金）	13:30 ~ 14:30

問い合わせ先

田原市役所 高齢福祉課 長寿介護係 23-3217

※天候その他の事情により、開催曜日・時間は変更となる場合があります。

5 介護者支援

5.1 家族介護用品券の支給

<手続窓口>

高齢福祉課、渥美支所
赤羽根市民センター

在宅で要介護者を介護している方に高齢者用紙おむつなどを購入できる補助券を支給し、介護にかかる経済的負担を軽減します。

(1) 対象者 要介護の方を**在宅で介護している家族**
または市内に介護者のいない要介護の1人暮らし高齢者

(2) 内容 以下の表の額の補助券を交付

区分		要介護者の介護度が4または5で東三河広域連合の発行する介護用品券の交付対象とならない場合	要介護者の介護度が3の場合	要介護1又は2で要介護者及び受給資格者が前年度市町村民税非課税世帯に属し医師の診断により失禁が認められる場合
申請月	4月から9月	40,000円分 (2万円分を2冊)	40,000円分 (2万円分を2冊)	20,000円分 (1万円分を2冊)
	10月から3月	20,000円分 (2万円分を1冊)	20,000円分 (2万円分を1冊)	10,000円分 (1万円分を1冊)

(3) 申込先 ・市役所 高齢福祉課 高齢福祉係
・渥美支所 市民サービス課 窓口係
・赤羽根市民センター 市民生活係

(4) 必要書類 ・家族介護用品支給事業申請書
・介護保険証(確認のため提示必要)



(5) その他 東三河広域連合の交付する介護用品券の対象者については東三河広域連合のホームページ等を参照下さい。

5.2 認知症高齢者見守りSOSネットワーク

認知症の高齢者による事故を未然に防ぐため、連絡体制を組んで早期発見に努めています。各関係機関の協力連携で日常的な見守り(異変の連絡)や高齢者が行方不明になったときファックス等で発見・保護を依頼しています。

5.3 認知症見守りQRラベルシール

< 手続窓口 >

高齢福祉課、渥美支所
赤羽根市民センター

認知症のため自宅に帰れなくなった高齢者の早期発見、保護につながる見守りシールの交付を行っています。

(1) 対象者 市内在住で行方不明が心配される高齢者など

(2) 内容 専用の二次元コード付きシールをあらかじめ高齢者の衣類や持ち物に貼っておき、行方不明の際、発見者にスマートフォンで読み込んでもらうと家族に通知メールが届く仕組みです。

(3) 運用開始までの流れ

- ① 申請書などに必要事項を記入して市へ提出
- ② 審査後、申請者に対して利用決定通知を送付
- ③ 高齢福祉課で本人情報を登録
- ④ 申請者へ見守りシールを交付
- ⑤ 高齢者の衣類や持ち物にシール貼付

(4) 申込先

- ・市役所 高齢福祉課 高齢福祉係
- ・渥美支所 市民サービス課 窓口係
- ・赤羽根市民センター 市民生活係

(5) 必要書類 認知症見守りQRラベルシール申請書など



5.4 認知症高齢者家族支援サービス

＜手続窓口＞
高齢福祉課 高齢福祉係

認知症により行方不明になるおそれのある高齢者のいる家族などがGPSを用いた位置情報検索等サービスを利用することにより、高齢者などの見守りや行方不明時の居場所を確認し、介護負担の軽減を図ります。

- (1)対象者 認知症により行方不明になるおそれのある高齢者を在宅で介護している方
- (2)内容 位置情報検索等サービスの利用開始に伴う初期費用(上限10,000円)を助成
- (3)利用料 事業者へ直接支払い
- (4)申込先 市役所 高齢福祉課 高齢福祉係
- (5)必要書類 機器購入前に必要書類などについてご相談ください。

5.5 家族介護者交流会

介護を行う家族の方を対象に家族同士の交流と共に悩みや疑問を話し合う交流会を開催します。電話にてご予約ください。

交流会名	家族介護者交流会
開催日時	原則第2木曜日 13:30～15:00
場所	田原福寿園 電話番号:27-0882

5.6 田原市認知症の手引き(認知症ケアパス)

認知症の方はその家族が、認知症と疑われる症状が発症した場合に、どこへ相談しどのようなサービスを受ければよいかを表したものです。認知症とは何か・市の支援体制・相談連絡先などを掲載し、認知症の人やご家族からの相談の際などに活用しています。

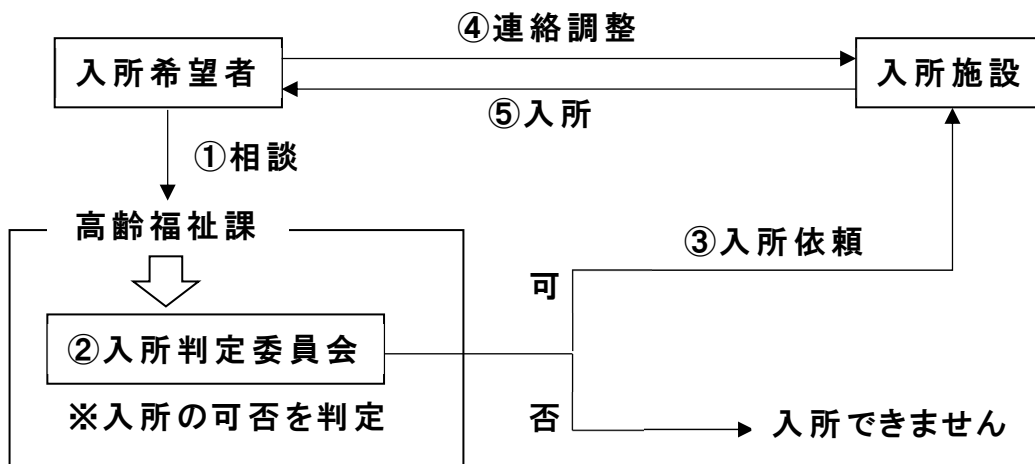


6 施設への入所

6.1 養護老人ホームへの入所 ＜手続窓口＞ 高齢福祉課 高齢福祉係

身体上、環境上の理由などにより在宅での生活が困難な方に対して養護老人ホームへの入所措置を行います。

- (1) 対象者 おおむね65歳以上で環境上の理由及び経済的理由により、自宅での生活が困難な方で、入院治療の必要がなく感染症による他の被措置者への感染の恐れのない方（入所要件は入所判定委員会で判定）
- (2) 入所費用 ・本人 前年分の収入に応じて負担
・扶養義務者 当該年度分の市民税及び前年分の所得税額の状況により負担
- (3) 申込先 市役所 高齢福祉課 高齢福祉係
- (4) 必要書類 ①健康診断書
②戸籍謄本
③年金証書の写し
④身元引受書
⑤収入申告書
⑥健康保険証のコピー
- (5) その他 入所判定委員会は随時高齢福祉課にて開催します。



6.2 生活支援ハウスへの入居

< 手続窓口 >

高齢福祉課 高齢福祉係

高齢者に対して介護支援機能、居住機能及び交流機能を併せ持つ住居を提供することによって、高齢者が安心して健康で明るい生活を送ることができるように支援します。

(1) 対象者 次の①～③のすべてに該当している方

① おおむね65歳以上の方で高齢などのため独立して生活することに不安のある次のいずれかに該当している方

(ア) ひとり暮らしの方

(イ) 夫婦のみの世帯に属する方

(ウ) 家族による援助を受けることが困難な方

② 市税の滞納がないこと

③ 利用申請者が1年以上田原市内に在住していること

(2) 内容 各種相談助言機能、介護支援機能、地域交流機能等を併せ持つ住居を提供する。

(3) 利用料 前年の収入を考慮し月額0円～50,000円を負担して頂きます。利用料のほかに光熱水費の実費相当分として月額9,000円(夫婦世帯は13,500円)を負担していただきます。

(4) 申込先 市役所 高齢福祉課 高齢福祉係

(5) 必要書類 ① 生活支援ハウス利用申請書

② 収入申告書

③ 健康診断書



7 その他

7.1 訪問成人歯科検診

＜手続窓口＞
市内指定歯科医院

歯科医院に行くことができない方に対し家庭（施設）訪問にて歯科検診を実施します。

- (1)対象者 年度末年齢が65歳、70歳、80歳の方のうち歯科医院に行くことができない方（介護老人福祉施設や介護老人保健施設、グループホームなどの入所者も含む）
- (2)内容 歯科検診（現在の歯、歯肉、入れ歯の状況確認）、結果の説明
- (3)実施期間 6月1日から翌年1月31日まで
- (4)検診の流れ かかりつけ歯科を予約する
- (5)実施機関 市内指定歯科医院
- (6)申込先 市内指定歯科医院
- (7)その他 受診券を紛失された方は健康課までご連絡ください。



7.2 終活情報登録

＜手続窓口＞
高齢福祉課

病気や事故で意思表示ができなくなったときやお亡くなりになったとき等、万が一に備え、あらかじめ希望する情報を登録することで、医療機関や警察、指定したご家族等からの照会に対し、あなたに代わって情報をお伝えすることができます。

- (1)対象者 市内在住の65歳以上の方
※ただし、ご本人が認知症等の疾病等により明らかに申請できない場合に限り、成年後見人や親族が申請できます。

(2)登録できる情報

<input type="checkbox"/> 緊急連絡先	<input type="checkbox"/> 臓器提供の意思
<input type="checkbox"/> 本籍地	<input type="checkbox"/> 葬儀や遺品整理の生前契約先
<input type="checkbox"/> かかりつけ医・アレルギー	<input type="checkbox"/> お墓の所在地
<input type="checkbox"/> 預貯金・保険情報等	<input type="checkbox"/> 遺言書の有無・保管場所
<input type="checkbox"/> エンディングノートの保管場所	<input type="checkbox"/> その他自由登録

- (3)登録費用 無料
- (4)申込先 市役所 高齢福祉課 長寿介護係

8 社会活動団体の活動等

8.1 老人クラブの活動

高齢者が健康で生きがいを持って毎日の生活をするためには豊かな人間関係が必要です。老人クラブは仲間と一緒に社会奉仕やスポーツをしたり教養を高めたりする組織です。

おおむね60歳以上の方であればどなたでも会員になれますので積極的に加入し、老後の生活をより潤いのあるものにしてください。

- (1)主な事業
- ① スポーツ、レクリエーション活動
健康づくり運動(歩け歩け運動、継続散歩)、軽スポーツの推進
 - ② 生産、創造活動
グループ活動(習字、手芸、体操、生け花など)、
趣味の作品展
 - ③ 安全安心な地域づくり
子どもの見守り活動、交通安全啓発活動



※各事業は、田原市老人クラブ連合会に委託しています。

- (2)問合せ先 田原市老人クラブ連合会事務局
(田原市社会福祉協議会内 電話:23-0610)

8.2 シルバー人材センター

<手続窓口>

田原市シルバー人材センター

高齢者の就業機会を提供します。

- (1)対象者 健康維持、生きがいのため、毎日勤務ではなく時々働きたい原則として60歳以上の健康な方
- (2)仕事の内容 剪定作業、農作業、除草作業、清掃作業、毛筆賞状書など
- (3)会員業務委託料 軽作業の場合
1時間(目安) 1,140円~1,450円程度
- (4)申込先 ・(公社)田原市シルバー人材センター
・(公社)田原市シルバー人材センター渥美支所



人がつながる。
知識ひろがる。

電話:23-1438
電話:33-1224

9 知っておきたい制度

9.1 日常生活自立支援事業

判断能力が十分でない方が安心して生活を送れるよう福祉サービスの利用援助を行います。

- (1)対象者 自らの判断で適切な福祉サービスを受けることが困難な認知症高齢者・知的障害者・精神障害者など
- (2)内容 ①福祉サービス利用の援助
②日常的な金銭管理
③書類などの預かり(預金通帳や保険証書など)
- (3)利用料 生活支援員の活動に応じて原則1回1,200円の利用者負担があります。
- (4)事業実施主体 社会福祉法人愛知県社会福祉協議会
- (5)問合せ先 田原市社会福祉協議会 電話:23-0610

9.2 成年後見制度利用支援

成年後見制度(※)の市長申立を利用するにあたり、費用を負担することが困難である方に対して審判申立費用等の助成を行います。

※成年後見制度とは、精神上の障害(知的障害、精神障害、認知症等)により判断能力が十分でない方が、契約ごとや財産管理に不利益を被らないよう、成年後見人等によって法律面や生活面を支援し、本人の権利を守るための制度です。

- (1)対象者 ・生活保護法に規定する被保護者及びこれに準ずる低所得者で助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる方
・生活保護法による保護の基準により算定した最低生活費を下回る方
- (2)助成額 成年後見人等の報酬助成額は特別養護老人ホームなどの施設に入所している方については月額18,000円、その他の方については月額28,000円を基準とする。
- (3)申込先 市役所 地域福祉課 地域援護係

成年後見制度に関するご不明な点は、家庭裁判所もしくは田原市成年後見センター(電話:23-0610)へお問い合わせください。

9.3 不動産担保型生活資金

低所得で65歳以上の高齢者世帯の方に対し土地を担保に生活資金をお貸しします。

(1)目的 不動産担保型生活資金は一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、不動産を担保として生活資金の貸付を行うもの。

(2)対象者 次のいずれにも該当する世帯が対象となります。

- ①借入申込者が単独で所有(同居の配偶者との共有を含む)する不動産に居住していること
- ②不動産に賃借権、抵当権などが設定されていないこと
- ③配偶者または親以外の同居人がいないこと
- ④世帯の構成員が原則として65歳以上であること
- ⑤借入世帯が市町村民税非課税又は均等割課税の低所得世帯であること
- ⑥将来にわたりその住居に住み続けることを希望していること
- ⑦土地の評価額が概ね1,500万円以上であること

(3)貸付内容

貸付限度額	居住用不動産(土地)の評価額の70%
貸付期間	貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間または借受人の死亡時までの期間
貸付額	1月当たり30万円以内で、生活に必要な最小限の金額を個別に設定
貸付利子	年利3%又は長期プライムレートのうちいずれか低い利率
据置期間	契約の終了後3か月以内
償還期限	据置期間終了時に一括償還
償還の保全措置	居住する不動産に根抵当権を設定 推定相続人の中から連帯保証人1名を選任

(4)申込先 田原市社会福祉協議会 電話:23-0610

9.4 生活ささえあいネット

日常生活上の支援を必要とする方が、地域で自立した生活を送られるようにするため、地域での助け合い活動を推進します。

(1)対象者 支援依頼者として登録した方

(2)内容 日常生活でのちょっとした困りごとをサポートが支援しながら 自然な見守りを行います。

例：ゴミ出し、電球交換、お話し相手など

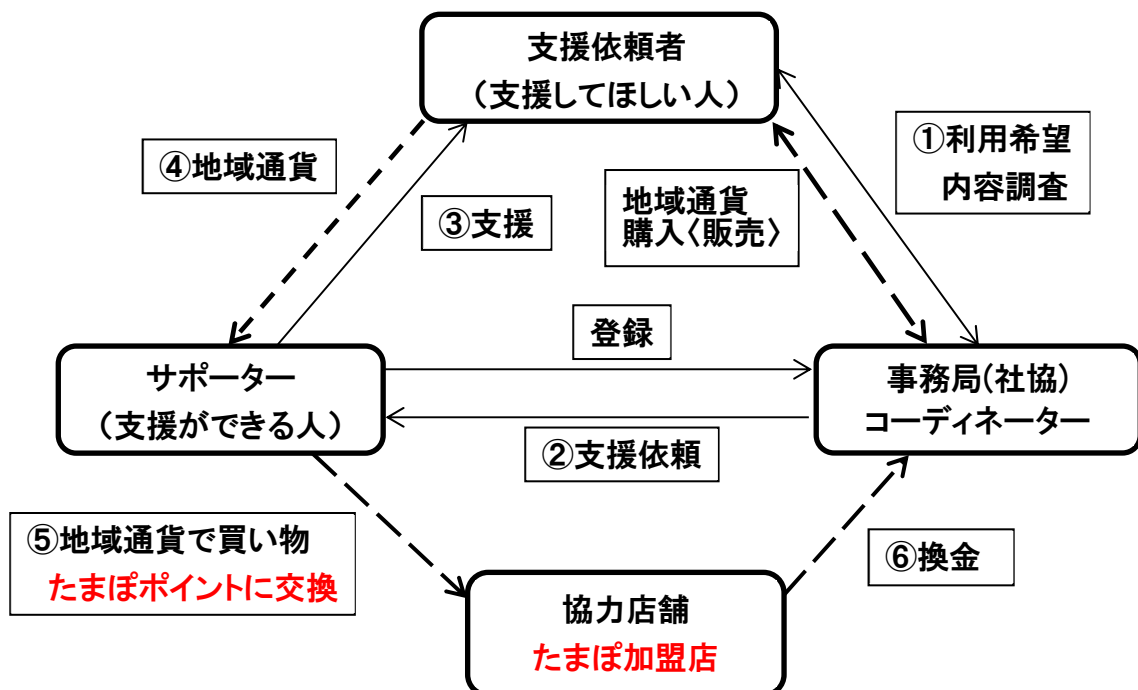
(3)利用料 支援依頼者とサポーターのコーディネート完了後に地域通貨「1,000菜(100菜×10枚)」を1,200円で購入していただきます。支援を受けた時にお礼として、30分の支援に対し100菜をサポートにお渡しください。

※地域通貨「菜」は100菜を100円相当額として、協力店舗で使用することができます。たまぽ加盟店では100菜を100ポイントとしてたまぽカードに付与することができます。

(4)申込先 田原市社会福祉協議会 電話：23-0610

(5)その他 時間帯や曜日、簡単なことならできるなど、都合のつく範囲での支援をしていただける方(サポーター)の登録も募集しています。

この制度は地域の助け合い活動を推進するもので、有償ボランティア活動の事業です。



10 介護保険サービス

10.1 サービスを利用する手順

< 手続窓口 >

高齢福祉課、渥美支所
赤羽根市民センター

日常生活において、常に介護を要する寝たきりや認知症の状態(要介護者)または食事や身支度など支援を要する状態(要支援者)であると認定された方が利用できます。

(1) 申請 (窓口)

- ・市役所 高齢福祉課 長寿介護係
- ・渥美支所 市民サービス課 窓口係
- ・赤羽根市民センター 市民生活係

(必要なもの)

- ・介護保険(要介護・要支援)認定申請書
- ・介護保険被保険者証(65歳以上の方)
- ・医療保険の番号がわかるもの(資格確認書、資格情報のお知らせ等)
- ・マイナンバーカード
- ・申請者の身分証明書(運転免許証など)

(2) 要介護認定

(2)ー① 認定調査

調査員が自宅を訪問して心身の状況について本人や家族から聞き取り調査を行います。

(2)ー② 医師の意見書

主治医に心身の状況に関する意見書を作成してもらいます。

(2)ー③ 審査判定

認定調査の結果と医師の意見書をもとに、保健、医療、福祉の専門家による「介護認定審査会」で審査され、介護を必要とする度合い(要介護状態区分)が判定されます。

(3) 認定結果の通知

原則として申請から30日以内に東三河広域連合から認定結果通知書と結果が記載された介護保険証が届きます。

要介護状態区分	利用できるサービス
要介護5 要介護4 要介護3 要介護2 要介護1	介護サービスなど 日常生活で介助を必要とする度合いの高い方で生活の維持改善を図るためのさまざまな介護サービスを利用できます。
要支援2 要支援1	介護予防サービスなど 介護保険の対象者ですが要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性が高い方が受けるサービスです。
事業対象者	基本チェックリストを実施して特定の条件に該当した方は、介護予防サービス等が利用できます。
非該当者	上記に該当しない方も地域の体操教室などを利用することができます。

(4) ケアプランの作成

① 要介護1～5と認定された方

在宅サービスを利用する場合は、居宅介護支援事業者のケアマネジャーに依頼して利用するサービスを決め、介護サービス計画(ケアプラン)を作成してもらいます。

② 要支援1、2及び事業対象者と認定された方

高齢者支援センターの保健師などが中心となって介護予防サービス計画(ケアプラン)を作成します。

(5) サービスの利用

サービス内容が決まったら事業者や施設と利用の契約をします。サービス事業者に介護保険証を提示してケアプランに基づきサービスを利用します。利用者負担は原則として費用の1割です。(一定以上の所得のある方については2割または3割となります。)

(6) 認定の有効期間が終了する前に

引き続きサービスを利用したい場合は有効期間満了前に更新の申請をしてください。

10.2 サービスの種類

< 手続窓口 >

高齢福祉課長寿介護係

通所して利用する	<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護(デイサービス) ・通所リハビリテーション(デイケア)
訪問を受けて利用する	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護(ホームヘルプ) ・訪問入浴介護 ・訪問リハビリテーション ・訪問看護 ・居宅療養管理指導
居宅での暮らしを支える	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具貸与 ・特定福祉用具販売 ・住宅改修費支給
住み慣れた地域での生活を支援する	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症対応型共同生活介護(グループホーム) ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・地域密着型通所介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護(有料老人ホームなど)
短期入所する	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所生活介護(ショートステイ) ・短期入所療養介護(医療型ショートステイ)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設入居者生活介護
施設に入所する	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) ・介護老人保健施設(老人保健施設) ・介護医療院

詳しくは市役所高齢福祉課長寿介護係へお問い合わせください。

□田原市内事業者一覧□

介護保険で受けられるサービスは次のとおりです。

居宅サービス

令和8年4月1日現在

サービス名・内容	定員	事業者名	住所	郵便番号	電話番号
居宅介護支援事業者 ケアマネージャーがケアプランを作成し、適切にサービスが受けられるよう、サービス提供事業者等と連絡調整します。		ケアプランあいのるケア	田原市田原町殿町16番地10	441-3421	23-1766
		ケアプランセンター赤石	田原市赤石2丁目17番地3	441-3422	23-7373
		渥美病院ケアプランセンター	田原市神戸町赤石1番地1	441-3415	22-2011
		田原福寿園ケアプランセンター	田原市六連町神ノ釜9番地3	441-3413	27-0008
		田原市社協あつみケアプランセンター	田原市保美町寺西21番地10	441-3614	33-0279
		渥美福寿園ケアプランセンター	田原市小中山町一膳松1番地93	441-3618	34-6688
		田原市社協あかばねケアプランセンター	田原市赤羽根町赤土1番地	441-3502	45-3499
		ケアプランさんきゅう	田原市江比間町三字郷中14番地	441-3605	33-1577
		にじいろケアプランセンター	田原市赤石六丁目17番地 パナハイツ中央田原 A棟2階203号室	441-3422	22-2216
		コアールパーステーション	田原市仁崎町出雲田55番地	441-3435	24-5245
訪問介護 ホームヘルパーなどが家庭を訪問し、食事、入浴、排泄の介助や、日常生活の手助けを行います。		田原市社協ヘルパーステーション	田原市赤羽根町赤土1番地	441-3502	45-4333
		田原福寿園ヘルパーセンター	田原市六連町神ノ釜9番地3	441-3413	27-0008
		花の里ヘルパーセンター	田原市保美町平城6番地1	441-3614	34-6788
		にじいろケア	田原市豊島町道南22番地3	441-3417	29-0501
訪問入浴介護 入浴設備や簡易水槽を積んだ移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行います。		田原入浴サービスセンター	田原市赤羽根町赤土1番地	441-3502	45-5855
		渥美病院訪問看護ステーション	田原市神戸町赤石1番地1	441-3415	22-9887
訪問看護 看護師、保健師などが家庭を訪問して、主治医と連絡を取りながら病状を観察したり床ずれの手当などを行います。		マミーズ訪問看護ステーション	田原市赤石一丁目30番地	441-3422	36-6512
		訪問看護ステーション田原クロアバー	田原市田原町新清谷3番地1	441-3421	37-5750
		はーとふる訪問看護ステーション	田原市赤羽根町諏訪79番地6	441-3502	36-2111
	なのはなファミリー訪問看護	田原市田原町新清谷46番地 A-3	441-3421	27-6265	

サービス名・内容	定員	事業者名	住所	郵便番号	電話番号
訪問リハビリテーション 理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問して、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行います。		渥美病院	田原市神戸町赤石1番地1	441-3415	22-2131
		J A愛知厚生連あつみの郷訪問リハビリテーション	田原市田原町築出35番地1	441-3421	22-0283
		デイサービスやわら	田原市谷熊町栗生48番地	441-3412	23-7308
		デイサービス赤石	田原市赤石一丁目19番地	441-3422	26-4081
		田原福寿園デイサービスセンター	田原市六連町神ノ釜9番地3	441-3413	27-0008
		渥美デイサービスセンター	田原市保美町寺西21番地10	441-3614	33-1513
		渥美福寿園デイサービスセンター	田原市小中町一膳松1番地93	441-3618	34-6688
		赤羽根デイサービスセンター	田原市赤羽根町赤土1番地	441-3502	45-5855
		花の里デイサービスセンター	田原市保美町平城6番地1	441-3614	34-6788
		デイサービス福江	田原市福江町白石26番地1	441-3617	34-1131
		デイサービス吉胡	田原市吉胡町下屋敷37番地1	441-3402	23-2562
		さかえの郷デイサービスセンター-田原	田原市田原町五軒丁144番地	441-3421	37-5801
		田原ゆの里デイサービスセンター	田原市吉胡町蔵王97番地63	441-3402	24-0888
		デイサービスにじいろ田原	田原市豊島町清吾1番地35	441-3417	37-5211
		デイサービスやわら(サテライト)	田原市豊島町奥谷145番地1	441-3417	24-3381
通所リハビリテーション 医療施設や介護老人保健施設などに通い、理学療法士や作業療法士によるリハビリテーションなどが受けられます。	30	J A愛知厚生連あつみの郷介護老人保健施設	田原市田原町築出35番地1	441-3421	22-0283
	20	介護老人保健施設伊良湖ケアセンター (休止)	田原市石神町森下11番地1	441-3611	34-6686
	10	かんべ整形リハビリクリニック 通所リハビリテーション	田原市神戸町堀池51番地1	441-3415	24-2252
福祉用具貸与 車椅子やベッドなどの福祉用具を貸し出します。		あいふるケアレンタルショップ	田原市田原町殿町16番地10	441-3421	23-1766
居宅療養管理指導 医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問して、医学的な管理や指導を行います。		市内指定医療機関			

サービス名・内容	定員	事業者名	住所	郵便番号	電話番号	
短期入所生活介護・短期入所療養介護 短期間施設に宿泊しながら介護や機能訓練などを受けられます。 日常生活上の介護を受ける「生活介護」と医療上のケアを含む介護を受ける「療養介護」の2種類があります。	33	田原福寿園ショートステイセンター（本館・南館）	田原市六連町神ノ釜9番地3	441-3413	27-0008	
	12	パシフィックショートステイセンター	田原市南神戸町東浜辺77番地1	441-3424	27-0216	
	20	渥美福寿園ショートステイセンター	田原市小中山町一膳松1番地93	441-3618	34-6688	
	空床利用	J A愛知厚生連あつみの郷介護老人保健施設	田原市田原町築出35番地1	441-3421	22-0283	
	空床利用	介護老人保健施設伊良湖ケアセンター	田原市石神町森下11番地1	441-3611	34-6686	
	30	ちよっかいショートステイ	田原市大草町二本木12番地1	441-3425	24-2030	
	10	花の里ショートステイセンター	田原市保美町平城6番地1	441-3614	34-6788	
	10	田原ゆの里ショートステイセンター	田原市吉胡町蔵王97番地63	441-3402	24-0888	
	特定施設入居者生活介護 有料老人ホームなどの入所者が介護や日常生活上の世話、機能訓練などをうけられます。	48	ケアハウスパシフィック	田原市南神戸町東浜辺77番地1	441-3424	27-0216

地域密着型サービス

サービス名・内容	定員	事業者名	住所	郵便番号	電話番号
地域密着型通所介護 デイサービスセンターなどに通い、食事、入浴の提供や、日常動作訓練、レクリエーションなどが受けられます。	18	デイサービス さんきゆう	田原市神戸町大坪2番地1	441-3415	24-1539
	18	デイサービス 咲くら	田原市赤石一丁目19番地	441-3422	24-0571
	18	デイサービス 一休	田原市加治町奥恩中63番地13	441-3427	23-7819
	10	ちよっかいデイサービス	田原市大草町二本木12番地1	441-3425	24-2030
	16	デイサービス福助	田原市江比間町三字郷中14番地	441-3605	33-1529
	10	デイサービスセンターひまわり	田原市小端津町中村22番地1	441-3626	38-0052
	15	デイサービスひなた	田原市福江町八反坪22番地1	441-3617	36-5382
	18	デイサービスほかほか	田原市福江町八反坪22番地1	441-3617	34-6022
	18	デイサービスゆう	田原市東赤石四丁目20番地	441-3416	36-6820
	10	デイサービスいらご	田原市伊良湖町拾歩2685番地13	441-3624	35-1105

サービス名・内容	定員	事業者名	住所	郵便番号	電話番号
認知症対応型共同生活介護 軽度の認知の状態にある要介護者が、グループホームにおいて介護や日常生活上の世話、機能訓練などを受けられます。	18	J A 愛知厚生連あつみの郷グループホーム	田原市田原町築出35番地1	441-3421	22-0283
	18	グループホーム ところ	田原市仁崎町椋沢1番地	441-3435	24-5563
	18	グループホーム花の里	田原市保美町平城6番地1	441-3614	34-6788
	9	グループホームじねん	田原市豊島町釜鑄67番地	441-3417	23-7505
	18	グループホーム田原ゆの里	田原市吉胡町蔵王97番地63	441-3402	24-0888
	18	グループホーム 赤羽根の家	田原市赤羽根町東山52番地	441-3502	45-5255
	18	けあビジョンホーム田原	田原市高木町荒古下77番地1	441-3612	34-0070
	18	グループホーム田原吉胡の家	田原市吉胡町木綿畑47番27	441-3402	22-3111
	12	田原福寿園デイサービスセンター	田原市六連町神ノ釜9番地3	441-3413	27-0008
	12	渥美福寿園デイサービスセンター	田原市小中山町一膳松1番地93	441-3618	34-6688
	12	デイサービスじねん	田原市豊島町釜鑄67番地	441-3417	23-7505
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 小規模特別養護老人ホーム。介護等の日常生活上の世話や機能訓練、その他必要な世話を受けられます。	29	特別養護老人ホーム花の里	田原市保美町平城6番地1	441-3614
29		特別養護老人ホーム田原ゆの里	田原市吉胡町蔵王97番地63	441-3402	24-0888
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が連携した定期巡回型訪問と随時の対応を受けられます。		定期巡回 さんきゅう	田原市加治町奥恩中63番13	441-3427	27-6300
		定期巡回 想い	田原市田原町中小路4番地17 LUCÉ 103号室	441-3421	27-9979

施設サービス

サービス名・内容	定員	事業者名	住所	郵便番号	電話番号
介護老人福祉施設 介護等の日常生活上の世話や機能訓練、その他病状の安定した方が、機能訓練を中心とする医療ケアや介護、日常生活上の世話を受けられます。	160	特別養護老人ホーム 田原福寿園（本館・南館）	田原市六連町神ノ釜9番地3	441-3413	27-0008
	80	特別養護老人ホーム 渥美福寿園	田原市小中山町一膳松1番地93	441-3618	34-6688
介護老人保健施設 病状の安定した方が、機能訓練を中心とする医療ケアや介護、日常生活上の世話を受けられます。	97	J A 愛知厚生連あつみの郷介護老人保健施設	田原市田原町築出35番地1	441-3421	22-0283
	100	介護老人保健施設伊良湖ケアセンター	田原市石神町森下11番地1	441-3611	34-6686

介護保険外施設

サービス名・内容	定員	事業者名	住所	電話番号
養護老人ホーム	80	養護盲老人ホーム福寿園	田原市六連町神ノ釜9番地3	441-3413 27-0008
有料老人ホーム	13	有料老人ホーム コア・エンジェル高松いろり	田原市高松町シンチウ86	441-3501 45-4211
	4	有料老人ホーム コア・エンジェル仁崎いろり	田原市仁崎町出雲田55	441-3435 24-5245
	32	うらら	田原市豊島町道南22-3	441-3417 29-0501
	10	ひまわり吉胡	田原市吉胡町下屋敷38	441-3402 23-2562
生活支援ハウス	20	あつみの郷 生活支援ハウス「ゆうゆう」	田原市田原町築出35番地1	441-3421 22-0283

令和8年度地区別「高齢者人口」、「高齢化率」一覧

(令和8年3月31日現在)

地域 コミュニティ 協議会	地 区	人 口	世帯数	65歳 以上	高齢化率 (%)
東部	相川	188	69	72	38.30
	谷熊	571	208	190	33.27
	やぐま台	716	283	282	39.39
	豊島	1,984	762	563	28.38
	御殿山	407	117	27	6.63
小計	3,866	1,439	1,134	29.33	
童浦	吉胡	307	112	117	38.11
	浦	1,470	528	501	34.08
	童台	625	226	19	3.04
	波瀬	279	99	104	37.28
	片浜	185	64	72	38.92
	白谷	200	77	89	44.50
	西浦	920	919	2	0.22
	姫見台	379	179	92	24.27
	木綿台	482	189	110	22.82
	光崎	914	321	94	10.28
	吉胡台	446	168	54	12.11
	片西	734	478	29	3.95
	小計	6,941	3,360	1,283	18.48
南部	大久保	1,630	540	412	25.28
	小計	1,630	540	412	25.28
中部	一番東	495	201	108	21.82
	一番西	367	184	108	29.43
	三番組	803	354	166	20.67
	四番組東	540	216	144	26.67
	四番組西	611	302	144	23.57
	四番組南	817	381	188	23.01
	萱町一区	848	373	210	24.76
	萱町二区	450	223	124	27.56
	萱町三区	163	70	75	46.01
	本町	249	106	82	32.93
	新町	486	204	154	31.69
	蔵王東ヶ丘	390	164	189	48.46
	蔵王南ヶ丘	358	146	155	43.30
小計	6,577	2,924	1,847	28.08	
衣笠	加治	1,512	655	469	31.02
	衣笠	1,006	417	233	23.16
	東滝頭	1,074	1,074	0	0.00
	八軒家	1,076	378	240	22.30
	藤七原	306	118	91	29.74
	鎌田	593	282	224	37.77
	赤石	758	406	180	23.75
小計	6,325	3,330	1,437	22.72	
神戸	川岸	503	232	142	28.23
	漆田一区	916	389	250	27.29
	漆田二区	525	278	129	24.57
	神戸市場	310	99	78	25.16
	青津	395	153	121	30.63
	希望が丘	154	73	38	24.68
	赤松	520	180	148	28.46
	志田	196	72	53	27.04
	新美	146	56	52	35.62
	南町	365	159	164	44.93
	谷ノ口	208	69	64	30.77
	東ヶ谷	255	93	90	35.29
	サンコート	233	133	79	33.91
	漆田三区	889	412	248	27.90
	東赤石	322	174	61	18.94
	小計	5,937	2,572	1,717	28.92
大草	大草	837	268	257	30.70
	大草団地	316	139	149	47.15
	小計	1,153	407	406	35.21
野田	芦	162	54	70	43.21
	南	213	92	56	26.29
	彦田	218	74	83	38.07
	雲明	268	98	96	35.82
	保井	183	63	67	36.61
	東馬草	162	58	66	40.74
	山ノ神	193	78	72	37.31
	西馬草	195	65	82	42.05
	今方	121	44	44	36.36
	北海道	81	33	33	40.74
	野田市場	187	69	71	37.97
	仁崎	284	105	105	36.97
ほると台	352	146	102	28.98	
小計	2,619	979	947	36.16	

地域 コミュニティ 協議会	地 区	人 口	世帯数	65歳 以上	高齢化率 (%)
六連	長上	67	20	22	32.84
	久美原	217	68	78	35.94
	浜田	303	94	96	31.68
	百々	549	271	260	47.36
	新浜	278	104	102	36.69
	小計	1,414	557	558	39.46
田原地域		36,462	16,108	9,741	26.72
高松	高松	1,336	477	469	35.1
	小計	1,336	477	469	35.1
赤羽根	赤羽根東	750	289	237	31.60
	赤羽根中	638	260	197	30.88
	赤羽根西	823	322	241	29.28
	小計	2,211	871	675	30.53
若戸	池尻	450	151	184	40.89
	若見	720	276	284	39.44
	越戸	357	125	129	36.13
	小計	1,527	552	597	39.10
赤羽根地域		5,074	1,900	1,741	34.31
泉	宇津江	221	70	85	38.46
	江比間	1,004	413	389	38.75
	八王子	399	184	117	29.32
	村松	277	121	97	35.02
	石神	294	126	132	44.90
	伊川津	534	201	213	39.89
	馬伏	95	47	43	45.26
	夕陽が浜	253	102	49	19.37
小計	3,077	1,264	1,125	36.56	
清田	山田	171	46	60	35.09
	高木	425	161	149	35.06
	折立	417	164	169	40.53
	古田	946	377	346	36.58
	小計	1,959	748	724	36.96
福江	福江	1,943	744	702	36.13
	長沢	135	45	57	42.22
	保美	1,162	506	429	36.92
	向山	180	81	56	31.11
小計	3,420	1,376	1,244	36.37	
中山	中山	2,006	670	714	35.59
	小中山	1,682	699	728	43.28
	小計	3,688	1,369	1,442	39.10
亀山	亀山	468	148	170	36.32
	西山	486	189	196	40.33
	小計	954	337	366	38.36
伊良湖	伊良湖	361	135	128	35.46
	日出	286	131	114	39.86
	小計	647	266	242	37.40
堀切	堀切	998	381	418	41.88
	小塩津	493	165	190	38.54
	小計	1,491	546	608	40.78
和地	和地	753	278	285	37.85
	土田	257	90	97	37.74
	小計	1,010	368	382	37.82
渥美地域		16,246	6,274	6,133	37.75
田原市		57,782	24,282	17,615	30.49